

弁 護 士 費 用 説 明 書 (刑 事)

弁護士が、刑事事件の依頼を受け、これを受任した場合に、依頼者の方に請求させていただく費用の主なものには「着手金」「成功報酬金」「実費」などがあります。なお、別途消費税をご負担いただきます。

1 着手金と成功報酬金

(1) 着 手 金：事件を受任した時に、弁護士が依頼を受けた事件を処理するために請求させていただく費用です。なお、結果の如何にかかわらず、お返しすることはいたしません。

成功報酬金：依頼を受けた事件が終了した時に、その結果に応じて請求させていただく費用です。結果が不起訴、刑の軽減、執行猶予、無罪等とならず、求刑どおりの判決だった場合は、成功報酬金は請求いたしません。

(2) 費用の基準

① 当事務所では、従前の日本弁護士連合会報酬規程を踏襲しております。具体的な費用基準は、次の表のとおりです。

No.	事件の内容	着手金	成功報酬金
1	起訴前（捜査弁護）	30万円～50万円	不起訴処分 30万円～50万円 略式命令 30万円～50万円
2	起訴後（第1審・上訴審）		
(1)	事案簡明な事件	30万円～50万円 (追加着手金は15万円～25万円)	刑の軽減 30万円～50万円 執行猶予 30万円～50万円 一部無罪 50万円以上 無 罪 60万円以上 検察官上訴の棄却 30万円以上
(2)	(1)以外の事件（事案複雑な事件・否認事件等）	50万円以上	刑の軽減 50万円以上 執行猶予 50万円以上 一部無罪 60万円以上 無 罪 80万円以上 検察官上訴の棄却 50万円以上

※事案簡明な事件とは、事実に争いがなく、特段の手間と時間を要せず、かつ裁判の回数が3期日以内と予測される事件です。

② 事案簡明な事件として受任した場合でも、受任後、予測に反して事実関係に争いが生じたり、特段の手間と時間を要したり、裁判の回数が3回を超えたような場合には、上記表2(2)の事件として扱い、着手金についても差額を請求させていただきます。

③ 起訴前に受任した事件が起訴され、起訴後引き続き受任する場合には、別途追加着手金を請求させていただきます。なお、事案簡明な事件の追加着手金については、上記表2(1)着手金欄括弧内に記載の金額の範囲で請求させていただきます。

④ 上訴審も引き続き受任する場合は、第一審の結果に応じて第一審の成功報酬金を請求させていただきます。なお、上記表2(2)の事件について引き続き上訴審を受任する場合には、別途上訴審着手金を請求させていただくことがあります。

また、上訴審においても、上訴審の結果に応じて、上訴審の成功報酬金を請求させていただきます。

⑤ その他の手続

・ 準抗告・保釈等

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告あるいは勾留理由開示等の申立・請求をした場合には、別途費用を請求させていただく場合があります。

なお、保釈金は、保釈の請求をする時点で、見込み額をお預かりさせていただきます。

・ 告訴等

告訴・告発等の手続の着手金は、1件につき20万円以上、成功報酬金は、別途協議のうえ請求させていただきます。

2 実費等

- (1) 事件記録のコピー代については、別途事前にお預かりして、ご負担いただきます。
- (2) 交通費・宿泊費・通信費・コピー代等を要する場合には、別途お支払いいただくことになります。
- (3) 出張を要する場合には、別途1日5万円を上限として「日当」として、請求させていただきます。

3 法律相談料

法律相談料は、1時間以内1万円、以後30分毎に5000円とさせていただきます。

着手金・実費をお支払いいただけない場合には、弁護士は事件の処理に着手することが原則としてできませんので、ご了解下さい。なお、ご不明の点があれば、遠慮なくお尋ね下さい。

銀座新明和法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目16番14号 銀座イーストビル7階

TEL 03(3543)8711 FAX 03(3543)8712